

資金決済に関する法律に基づく払戻しのお知らせ

北条商業サービス協同組合の商品券は、令和7年3月31日(月)をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

1. 払戻しを行う前払式支払手段の種類 … 商品券

(対象となる商品券)

北条市商業協同組合・北条市商業サービス協同組合発行の商品券



2. ご利用終了日

令和7年3月31日(月)まで

3. 払戻しの申出期間

令和7年4月1日(火)～令和7年6月30日(月)

受付期間は、午前8時30分～午後5時まで(土・日・祝は除く)

※当該期間内に払戻しの申し出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

4. 申出及び払戻しの方法

北条商工会内北条商業サービス協同組合事務所に未使用の商品券を持参してください。確認のうえ、その場で現金と交換いたします。

5. お問い合わせ先

〒799-2432 愛媛県松山市土手内125番地の1

電話089-993-0567 北条商工会内 (伊藤)

受付期間は、午前8時30分～午後5時まで(土・日・祝は除く)